

スターワン取引総合規定の改定について

2018年5月14日に、スターワン取引総合規定の一部改定を実施いたしました。今後の該当商品のお取り扱いにつきまして、下記の内容が適用されますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

改定前（下線部が改定箇所）	改定後（下線部が改定箇所）
<p>スターワン円普通預金規定 第5条（利息） 本預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、<u>（追加）店頭に表示する毎日の本預金の利率によって計算（1年を365日とする日割り計算。割り算は最後に行います。）</u>のうえ元本に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>スターワン外貨普通預金規定 第6条（利息） 1. 本預金の残高が当行所定の通貨単位未満の場合の利息の計算は、毎日の最終残高1補助通貨単位以上について付利単位を1補助通貨単位として<u>（追加）店頭に表示する毎日の本預金の利率によって計算（1年を365日とする日割り計算。割り算は最後に行います。）</u>のうえ毎月の当行所定の日に本預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>外国為替レート参照型円定期預金＜仕組み預金＞「円活」預金規定 第8条（基準レート・特約レート） 1. 本規定において基準レートとは、設定日の東京時間<u>15時にロイターで発表される、相対通貨の為替レートを</u>いいます。</p> <p>2. 本規定において特約レートとは、本預金の元本が相対通貨（外貨）に交換されて払い戻されるか否かを判定するレートを行い、募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。</p> <p>3. <u>設定日の東京時間15時にロイターで発表される為替レートが公表されなくなった場合には、本預金への影響を十分勘案のうえ、当行が別途選定する為替レートをもってこれに代えるものとします。</u></p> <p>第9条（預金元本の支払い） 本預金の元本は、判定日（原則、満期日の5営業日前をいいます。）の東京時間15時に<u>ロイターで発表される為替レートが、特約レートと同値または特約レートよりも円安になった場合は、満期日にスターワン円普通預金口座に振替入金され、判定日の為替レートが特約レートより円高になった場合は、基準レートにて円貨から相対通貨に交換され相対通貨と同一通貨のスターワン外貨普通預金に振替入金されます。なお、判定日の東京時間15時にロイターで発表される為替レートが公表されなくなった場合には、本預金への影響を十分勘案のうえ、当行が別途選定する為替レートをもってこれに代えるものとします。自動継続の扱いはありません。</u></p>	<p>スターワン円普通預金規定 第5条（利息） 本預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、<u>当行ホームページまたは店頭に表示する毎日の本預金の利率によって計算（1年を365日とする日割り計算。割り算は最後に行います。）</u>のうえ元本に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>スターワン外貨普通預金規定 第6条（利息） 1. 本預金の残高が当行所定の通貨単位未満の場合の利息の計算は、毎日の最終残高1補助通貨単位以上について付利単位を1補助通貨単位として<u>当行ホームページまたは店頭に表示する毎日の本預金の利率によって計算（1年を365日とする日割り計算。割り算は最後に行います。）</u>のうえ毎月の当行所定の日に本預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>外国為替レート参照型円定期預金＜仕組み預金＞「円活」預金規定 第8条（基準レート・特約レート） 1. 本規定において基準レートとは、設定日の東京時間<u>10時に市場実勢相場を参照し当行が定める、預入通貨と相対通貨間の為替レートを</u>いいます。</p> <p>2. 本規定において特約レートとは、本預金の元本が相対通貨（外貨）に交換されて払い戻されるか否かを判定するレートを行い、募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。</p> <p>3. <u>（条項削除）</u></p> <p>第9条（預金元本の支払い） 本預金の元本は、判定日（原則、満期日の5営業日前をいいます。）の東京時間15時に<u>市場実勢相場を参照し当行が定める為替レートが、特約レートと同値または特約レートよりも円安になった場合は、満期日にスターワン円普通預金口座に振替入金され、判定日の為替レートが特約レートより円高になった場合は、基準レートにて円貨から相対通貨に交換され相対通貨と同一通貨のスターワン外貨普通預金に振替入金されます。（削除）自動継続の扱いはありません。</u></p>

外国為替レート参照型オフセット定期預金<仕組み預金>（円預入タイプ/外貨預入タイプ）預金規定

第 8 条（基準レート・特約レート）

1. 本規定において基準レートとは、設定日の東京時間 15 時にロイターで発表される、預入通貨と相対通貨間の為替レートをいいます。

2. 本規定において特約レートとは、本預金の元本が相対通貨に交換されて払い戻されるか否かを判定するレートをいいます。募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。

3. 設定日の東京時間 15 時にロイターで発表される為替レートが公表されなくなった場合には、本預金への影響を十分勘案のうえ、当行が別途選定する為替レートをもってこれに代えるものとします。

第 9 条（預金元本の支払い）

本預金の元本は、判定日（原則、満期日の 5 営業日前をいいます。）の東京時間 15 時にロイターで発表される為替レートと特約レートを基に、第 2 条 1 項の方法で払戻通貨が決定されます。元本が相対通貨に交換される場合は、特約レートにて預入通貨から相対通貨に交換され相対通貨と同一通貨のスターワン普通預金に振替入金されます。なお、判定日の東京時間 15 時にロイターで発表される為替レートが公表されなくなった場合には、本預金への影響を十分勘案のうえ、当行が別途選定する為替レートをもってこれに代えるものとします。自動継続の取り扱いはありません。

外国為替レート参照型ジャンプアップ外貨定期預金<仕組み預金> 預金規定

第 8 条（基準レート・特約レート）

1. 本規定において基準レートとは、本預金の元本が相対通貨に交換されて払い戻されるか否かを判定する、本預金設定日の東京時間 15 時にロイターで発表される預入通貨と相対通貨間の為替レートをいいます。

2. 本規定において特約レートとは、元本が相対通貨に交換される場合に適用するレートをいいます。募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。

3. 設定日の東京時間 15 時にロイターで発表される為替レートが公表されなくなった場合には、本預金への影響を十分勘案のうえ、当行が別途選定する為替レートをもってこれに代えるものとします。

第 9 条（預金元本の支払い）

本預金の元本は、判定日の東京時間 15 時にロイターで発表される為替レートと基準レートを基に、第 2 条 1 項の方法で払戻通貨が決定されます。元本が相対通貨に交換される場合は、特約レートにて預入通貨から相対通貨に交換されスターワン普通預金に振替入金されます。なお、判定日の東京時間 15 時にロイターで発表される為替レートが公表されなくなった場合には、本預金への影響を十分勘案のうえ、当行が別途選定する為替レートをもってこれに代えるものとします。自動継続の取り扱いはありません。

J-Debit カード取引規定

第 1 条（適用範囲）

2. 次の各号に定めるいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対し、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を、当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引き落としによって支払う取引（以下「デビットカ

外国為替レート参照型オフセット定期預金<仕組み預金>（円預入タイプ/外貨預入タイプ）預金規定

第 8 条（基準レート・特約レート）

1. 本規定において基準レートとは、設定日の東京時間 10 時に市場実勢相場を参照し当行が定める、預入通貨と相対通貨間の為替レートをいいます。

2. 本規定において特約レートとは、本預金の元本が相対通貨に交換されて払い戻されるか否かを判定するレートをいいます。募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。

3. （条項削除）

第 9 条（預金元本の支払い）

本預金の元本は、判定日（原則、満期日の 5 営業日前をいいます。）の東京時間 15 時に市場実勢相場を参照し当行が定める為替レートと特約レートを基に、第 2 条 1 項の方法で払戻通貨が決定されます。元本が相対通貨に交換される場合は、特約レートにて預入通貨から相対通貨に交換され相対通貨と同一通貨のスターワン普通預金に振替入金されます。（削除）自動継続の取り扱いはありません。

外国為替レート参照型ジャンプアップ外貨定期預金<仕組み預金> 預金規定

第 8 条（基準レート・特約レート）

1. 本規定において基準レートとは、本預金の元本が相対通貨に交換されて払い戻されるか否かを判定する、本預金設定日の東京時間 10 時に市場実勢相場を参照し当行が定める預入通貨と相対通貨間の為替レートをいいます。

2. 本規定において特約レートとは、元本が相対通貨に交換される場合に適用するレートをいいます。募集時に基準レートとの差を円単位で発表します。

3. （条項削除）

第 9 条（預金元本の支払い）

本預金の元本は、判定日の東京時間 15 時に市場実勢相場を参照し当行が定める為替レートと基準レートを基に、第 2 条 1 項の方法で払戻通貨が決定されます。元本が相対通貨に交換される場合は、特約レートにて預入通貨から相対通貨に交換されスターワン普通預金に振替入金されます。（削除）自動継続の取り扱いはありません。

J-Debit カード取引規定

第 1 条（適用範囲）

2. 次の各号に定めるいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対し、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を、当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引き落としによって支払う取引（以下「デビットカ

<p>ード取引」 といいます。)については、本規定により取り扱います。 <u>(1) 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）</u> 所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、<u>協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である</u>または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）<u>（追加）</u></p> <p>(2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人<u>（追加）</u></p> <p>(3) 規約を承認のうえ、<u>協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人</u>（追加）</p> <p>第 5 条（条項追加）</p> <p>第 6 条（条項追加）</p> <p>第 7 条（条項追加）</p> <p>第 5 条（読替規定）</p> <p>第 6 条（改定）</p>	<p>ード取引」 といいます。)については、本規定により取り扱います。 <u>(1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）</u> 所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、<u>機構に直接加盟店として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）</u>。ただし当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが<u>直接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>(2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）<u>。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>(3) 規約を承認のうえ、<u>機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人</u>（以下「組合事業加盟店」といいます。）<u>。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>第 5 条（キャッシュアウト取引） <u>カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引を預金口座から預金の引落としによって支払う取引（キャッシュアウト取引）の当行での取り扱いはございません。</u></p> <p>第 6 条（公金納付） <u>機構所定の公的加盟機関規約（以下本条において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関（以下本条において、「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務の支払いのためにカードを提示した場合、加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（公金納付）について、当行での取り扱いはございません。</u></p> <p>第 7 条（デビットカード取引の機能を停止する場合） <u>1. デビットカード取引の機能を停止するときは、当行所定の方法により取引店に申し出てください。当行はこの申出を受けるときは直ちにデビットカード取引を行う機能を停止する処置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> <u>2. 次の（1）から（3）までの一つにでも該当した場合には、当行はいつでも事前に通知することなくデビットカード取引を行う機能を停止することができます。</u> <u>（1）預金口座が解約されたとき</u> <u>（2）預金口座の預金取引またはカードの利用が停止されたとき</u> <u>（3）その他デビットカード取引の機能の停止を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき</u></p> <p>第 8 条（読替規定）</p> <p>第 9 条（改定）</p>
---	---